

平成 30 年度

伊勢市財政健全化審査意見書
伊勢市経営健全化審査意見書

伊勢市監査委員

31 監 第 158 号
令和元年8月21日

伊勢市長 鈴木 健 一 様

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 福 井 輝 夫

平成 30 年度 伊勢市財政健全化審査意見書及び 伊勢市経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率、資金不足比率並びに証書類の審査を行った結果、次のとおり意見書を提出する。

平成 30 年度 伊勢市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年 7 月 24 日～令和元年 8 月 21 日

3 審査の概要

財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率は適正に算定され、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— %	— %	— %	11.81 %
② 連結実質赤字比率	— %	— %	— %	16.81 %
③ 実質公債費比率	3.6 %	3.7 %	3.8 %	25.0 %
④ 将来負担比率	— %	— %	— %	350.0 %

(2) 健全化判断比率について

① 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支において実質赤字額が発生しておらず、実質赤字比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

全会計において実質赤字額または資金不足額が生じていないことから、連結実質赤字比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は 3.8% で、前年度より 0.1 ポイント上昇したが、早期健全化基準の 25.0% を下回っている。

④ 将来負担比率について

充当可能な財源額が将来負担額を上回っており、将来負担比率は算定されない。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項

健全化判断比率の 4 指標のうち実質公債費率は早期健全化基準を下回っており、また、他の 3 指標はいずれも比率が算定されないことから、特に指摘する事項はない。

※一般会計等とは、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得特別会計である。

平成 30 年度 伊勢市病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年 7 月 24 日～令和元年 8 月 21 日

3 審査の概要

経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率は適正に算定され、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	経営健全化基準
資金不足比率	— %	— %	— %	20.0 %

(2) 資金不足比率について

流動資産額 16 億 4,765 万 8 千円が、流動負債額 16 億 2,397 万円から、建設改良費等の財源に充てる企業債に係る 1 年以内の償還額 1 億 1,020 万 7 千円を控除した 15 億 1,376 万 3 千円を上回っており、資金不足比率は算定されない。

なお、財務の流動性を示す流動比率は 101.5%であった。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項

新病院建設に伴う費用負担により、病院の収支は赤字を計上している。開院に際して、運営の強化、病床の再編等、改善に向けての施策を講じている。引き続き、医業収益の増加に努めるとともに、経営の効率化を進め、収支の改善に取り組まれるよう望むものである。

平成30年度 伊勢市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年7月24日～令和元年8月21日

3 審査の概要

経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率は適正に算定され、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	— %	— %	— %	20.0 %

(2) 資金不足比率について

流動資産額22億5,281万9千円から翌年度繰越額に係る財源充当額196万6千円を控除した22億5,085万3千円が、流動負債額7億753万円から、建設改良費等の財源に充てる企業債に係る1年以内の償還額3億3,399万6千円を控除した3億7,353万4千円を上回っており、資金不足比率は算定されない。

なお、財務の流動性を示す流動比率は318.4%であった。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項

資金不足比率は算定されず、特に指摘する事項はない。

平成 30 年度 伊勢市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年 7 月 24 日～令和元年 8 月 21 日

3 審査の概要

経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率は適正に算定され、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	経営健全化基準
資金不足比率	— %	— %	— %	20.0 %

(2) 資金不足比率について

流動資産額 26 億 7,649 万円が、流動負債額 23 億 3,838 万 7 千円から、建設改良費等の財源に充てる企業債に係る 1 年以内の償還額 14 億 8,176 万 6 千円を控除した 8 億 5,662 万 1 千円を上回っており、資金不足比率は算定されない。

なお、財務の流動性を示す流動比率は 114.5%であった。

(3) 個別意見及び是正改善を要する事項

資金不足比率は算定されず、特に指摘する事項はない。